

令和 4 年分の国外財産調書の提出状況について

令和 4 年分（令和 4 年 12 月 31 日時点）の国外財産調書の提出状況は以下のとおりです。

国税庁では、引き続き制度の周知・広報に努めていくほか、国外財産調書の提出を要すると見込まれる方や記載内容に不備がある方に対して文書照会等を適切に行うなどの取組を継続し、その適正な提出を確保することを通じて国外財産に係る課税の適正化に一層努めていくこととしています。

1 総提出件数

12,494 件

※ 東京局 7,900 件 (63.2%) 大阪局 1,867 件 (14.9%)
名古屋局 861 件 (6.9%) その他 1,866 件 (14.9%)

2 総財産額

5兆7,222億円

※ 東京局 4兆3,549億円 (76.1%) 大阪局 6,996億円 (12.2%)
名古屋局 2,234億円 (3.9%) その他 4,442億円 (7.8%)

3 財産の種類別総額

財産の種類	総額	構成比
有価証券	3兆4,569億円	60.4%
預貯金	7,775億円	13.6%
建物	4,842億円	8.5%
貸付金	1,754億円	3.1%
土地	1,568億円	2.7%
上記以外の財産	6,713億円	11.7%
合計	5兆7,222億円	100.0%

※ 令和 5 年 6 月末までに提出されたものを集計しています。

※ 四捨五入の関係により、総財産額と局別の財産額の合計額及び財産の種類別の合計額は一致しません。

また、同様に局別の総提出件数の構成比の合計は 100% になりません。

(参考) 過少申告加算税及び無申告加算税の特例措置※¹

国外財産調書制度においては、適正な提出を確保するための特例措置が設けられており、令和4事務年度における所得税及び相続税の実地調査の結果、特例措置を適用した件数及び対象となった増差所得等金額は次のとおりです。

	件数	増差所得等金額
軽減措置※ ²	146件	40億6,433万円
加重措置※ ³	329件	119億1,183万円

※1 過少申告加算税及び無申告加算税の特例措置については、次頁「国外財産調書制度について」を参照ください。

※2 提出された国外財産調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じた場合に適用します。

※3 国外財産調書の提出がない場合又は提出された国外財産調書に記載のない国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れ（亡くなられた方に係るものを除きます。）が生じた場合に適用します。

国外財産調書制度について

1 制度の趣旨

国外財産調書制度は、適切な課税・徴収の確保の観点から、国外財産に係る情報の的確な把握への対応として創設された制度です（平成26年1月から施行）。

2 制度の概要

居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の6月30日までに、住所地等の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国送法」といいます。）5①本文）。

（注） 令和4年度税制改正により、令和5年分以降の国外財産調書の提出期限が、その年の翌年の6月30日（改正前：3月15日）に後倒しされました。

国外財産調書制度は、自己の保有する国外財産に関する情報を納税者本人から提出を求める仕組みであることから、適正な提出を確保するため、以下の特例措置等が設けられています（国送法6、10）。

① 加算税の軽減措置

提出された調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、加算税を軽減（▲5%）

② 加算税の加重措置

調書の提出がないとき又は提出された調書に記載のない国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、加算税を加重（+5%）

③ 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の加算税の軽減措置又は加重措置の特例

国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に関し修正申告等があり、加算税の適用のある方が、その修正申告等の日前に、国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類（電磁的記録や写しを含みます。）の提

示又は提出（以下「提示等」といいます。）を求められた場合に、その提示等を求められた日から 60 日を超えない範囲内で、提示等の準備に通常要する日数を勘案して指定された日までに提示等がなかったとき（提示等をする方の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）は、

- ・ 上記①の加算税の軽減措置は、適用しない。
- ・ 上記②の加算税の加重措置については、加算割合を 5 %から 10%とする。

④ 罰則の適用

正当な理由なく期限内に提出がない場合又は虚偽記載の場合に、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金